

新潟市南福祉事務所事務専決要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新潟市南福祉事務所長の権限に属する事務の専決に関して必要な事項を定めるものとする。

(専決)

第 2 条 新潟市南福祉事務所が所管する事務については、下表により専決するものとする。

項 目	福祉事 務所長	課 長
1 生活保護法（以下「法」という。）に関する事項 (1) 法第 2 4 条又は法第 2 5 条の規定により保護を開始又は変更すること。 (2) 法第 2 6 条の規定により保護を停止又は廃止すること。 (3) 法第 2 7 条の規定により被保護者に対し、指導又は指示をすること。 (4) 法第 2 8 条第 1 項の規定により立入調査又は検診命令をすること。 (5) 法第 2 8 条第 4 項の規定により申請を却下又は保護を変更、停止、若しくは廃止すること。 (6) 法第 2 9 条の規定により調査を囑託又は報告を請求すること。 (7) 法第 3 0 条から法第 3 7 条の 2 までの規定により保護の方法を決定すること。 (8) 法第 6 2 条第 3 項及び第 4 項の規定により保護の変更、停止又は廃止並びに必要な措置をすること。		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
2 その他福祉事務所が所管する事務に関する事項を処理すること。	重要な もの	軽易な もの

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。